

国 都 計 発 第 41 号
平 成 25 年 7 月 日

殿

国土交通省 都市局長

都市計画法第18条第3項の規定に基づく協議に係る標準的な処理期間について

平成25年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、「都道府県が国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を定めようとするときの国土交通大臣への同意を要する協議（18条3項）については、当該手続の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」とされています。

この閣議決定を踏まえ、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条第3項の規定に基づく国土交通大臣への同意を要する協議に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3第1項に規定する許認可等をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）について、下記のとおり定めたので通知します。なお、標準処理期間内に処理することが困難な特段の事情がある場合には、この限りではありません。

記

1. 法第18条第3項の規定に基づく国土交通大臣への同意を要する協議に際して、法第23条各項等の規定に基づく協議等が必要とされる都市計画についての協議に係る標準処理期間は、事前協議については60日、本協議については30日とする。
2. 法第18条第3項の規定に基づく国土交通大臣への同意を要する協議に際して、法第23条各項等の規定に基づく協議等が必要とされない都市計画についての協議に係る標準処理期間は、事前協議については40日、本協議については20日とする。

以上